

# 県政さわやかタウンミーティング

平成24年8月27日

健康福祉部生活衛生局長

主催者	部局	健康福祉部	所属	生活衛生局衛生課		
開催日時	平成24年05月12日（土） 13時30分～16時					
会場	あざれあ（静岡市）					
名称	県政さわやかタウンミーティング					
テーマ	食の安全推進のためのタウンミーティング					
開催目的	放射性物質汚染に対する食品の安全確保のための取組み等について、県民と意見交換を通じて相互の理解を深める。					
参加者 ※主催者側の県職員の参加者は記入しない	一般県民	93人 男 40人 女 53人				
対応者 ※県政タウンミーティング実施の手引の3に該当する者のみ記入	健康福祉部生活衛生局長 健康福祉部生活衛生局衛生課長					
開 催 結 果 概 要						
開催方法 (方法・次第等概要)	次第：1開会挨拶 2食品中の放射性物質による健康影響について 3食品中の放射性物質の新たな基準値等について 4静岡県における食品の安全確保のための取組みについて 5意見交換					
意見件数	17件（担当事業 17件、担当事業外 0件）	発言者数	5人			
意見概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPだけでなく、安全であるということを積極的にアピールしてほしい。</li> <li>・放射性物質に対する理解を深めるために、参加して良かった。</li> <li>・このようなりスクコミュニケーションは継続してほしい。</li> </ul> など、タウンミーティングの開催自体に対する意見、および放射性物質に対する質問がほとんどであった。					
施策への反映の方向性	引き続きタウンミーティングを継続し、情報提供や施策の説明に努めるとともに、検査結果情報等は食品安全インフォメーション事業等で積極的に発信していく。					
企画運営担当	所属	健康福祉部生活衛生局衛生課	担当者	足立 聡	電話	054-221-3708

食の安全推進のためのタウンミーティング「食品中の放射性物質対策に関する説明会」【平成24年5月12日】

分類	内容	回答
1	魚介類の放射能汚染対策が必要です。魚介類において、食物連鎖による放射性物質の生物濃縮は確認されていますか。(M, N)	水産庁によると、放射性物質は水銀やいわゆる「環境ホルモン」と異なり、排泄物とともに体外へ排出されることが、これまでの研究により分かっており、生物濃縮は起こらないことが確認されています。
2	①23年度の静岡県検査結果中規制値を超えた椎茸のベクトル数はどの位でしたか。②規制値を超えた物なしのベクトルはどの位でしたか。③測定器の検査限界値は何ベクトルですか。④24年度の新茶の検査結果のベクトルはどのくらいですか。(県消費者団体連盟 小林昭子)	①平成23年度に検査した乾しいたけ(暫定規制値500Bq/kg)の結果は、最高599Bq/kgでした。②③検査結果及び検査毎の検出限界値については、全て県のホームページにおいても公表しています④茶は24年度から濃出した状態で検査していますが、現在までの検査結果はいずれも2Bq/kg未満です。
3	超過食品、出荷制限食品のトレースについて説明していただきたい。できればマニフェストで確認したい廃棄の情報を公開していただきたい。	食品衛生法違反により廃棄命令が出た食品については、マニフェスト(産業廃棄物管理票)等により、確実な廃棄を食品衛生監視員が確認します。また、すでに出荷されているものについては、確実に回収が行われたか、販売先での自治体に依頼し、流通・回収状況を確認することとなります。違反や処分の内容については広く公表しますが、マニフェスト等関係書類を公開する予定はありません。
4	牛肉や牛乳における管理として…飼料(稲ワラ・牧草)の管理(規制)が重要と思いますが、新規基準に改正されて出荷されるものが、適正なエサを給与されることを確認されているのでしょうか。(G,H)	食肉に含まれる放射性セシウムの新基準値の設定に伴い、飼料に含まれる放射性セシウムの暫定許容値についても、300ベクレル/kgから100ベクレル/kgへと、厳しい基準に改正されました。また、飼料が暫定許容値を超える可能性のある地域では、国の指示に基づいて各県がモニタリング調査を行い、安全が確認された地域の飼料のみが出荷・流通されていることから、暫定許容値を下回る適正な飼料が給与されています。
5	見直しの考え方 年間1ミリシーベルトに引き下げた理由①より安全②国際機関が1ミリシーベルトである でよかったですか。(M,K)	食品中の放射性物質の新たな基準値を設定するに当たって放射線量の上限を年間1ミリシーベルトとした理由は、①食品の国際規格(コーデックス)の指標で、年間1ミリシーベルトに設定されていること②これまでのモニタリング検査の結果で、多くの食品の放射性物質の濃度が、時間の経過とともに相当程度低下傾向にある③食料供給などに影響がない範囲で合理的に達成可能な規制範囲であることが挙げられています。
6	健康上、基準値を超えたものを食べた場合はどうなるのか	基準値を超過した食品については、食品衛生法に基づき、回収・廃棄などの措置が講じられますので、販売されません。また、地域的な広がりがある場合には、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係知事等に指示を行い、関係知事は、出荷を控えるよう関係事業者などに要請することになります。 なお、生涯の被ばく量が100ミリシーベルト未満の放射性物質の影響は、科学的に確かめることができないほど小さいとされていますので、一時的に基準値を超過した食品を摂取されても健康影響は小さいと考えられています。
7	①放射性物質の違いによって身体への影響に違いがありますか?②検査する時は、どういう状態で(例えば、人参なら洗ったり、皮をむいたりなど、土がついている状態とか…)検査をしていますか? (A)	①放射性物質によって放出される放射線の種類や強さが異なりますので、同じ1,000Bq(ベクレル)の放射能を有していても、放射性物質の種類が違えば、人の体に与える影響の大きさは異なります。そこで、人間が放射線を受けた場合の影響度を示す共通の単位「シーベルト」が影響します。計測結果が同じ1Sv(シーベルト)であれば、人体に与える影響の程度は同じです。 ②農産物等の検査は、食べる状態での検査となりますので、原則土壌等を洗浄した後、可食部位のみが検査されます。なお、ニンジンの皮はむかずに検査しますが、ミカンには外果皮を除去したものを検査します。
8	①放射線の種類によって、人体への影響の違いはmsvという単位で考えた時にはないようなお話ですが、同じ数字のセシウムとカリウム40は人体に及ぼす影響は全く同じと考えてよいのか?セシウム・ストロンチウム・プルトニウムなど、通常の自然界から体内に取り込むはずのない放射性物質と自然界に存在するカリウム40のような放射性物質は、内部被曝した場合、人体にとって同じと考えてよいか。②セシウムの合計を100ベクレル/kgで判断することにした理由。(I)	①放射線の種類とエネルギーが同じであれば、生物へ与える影響も全く同じです。人工核種のほうがより強い影響を与える放射線を出すということはありません。被ばく線量が同じ(数値)であれば、自然でも人工でも人体に及ぼす影響は同じです。②一般食品の新基準値を100Bq/kgとしたのは、食品からの被ばく線量の上限をこれまでの5ミリシーベルト/年から、さらに厳しい1ミリシーベルト/年に引き下げたことを基にしています。これから飲料水による線量(約0.1ミリシーベルト/年)を引いた残り(約0.9ミリシーベルト/年)を一般食品に割り当てました。まず、年齢区別の食品の摂取量と放射性物質の健康に与える値を考慮して、年齢区分、男女別の限度値を割り出し、その中で最も厳しい限度値(13~18歳の男性)を下回る値として、一般食品の基準値100Bq/kgが設定されました。
9	保護者から放射能に対する問い合わせがたくさんあります。子供に対するデータが少ないとのことでしたが、今後どのように保護者に伝えたいかマニュアル化してください。今後、半減するといっても何年後にどのくらいになるかなど。	まず、現在の食品中の放射性物質の基準値は、乳幼児をはじめ、すべての世代に配慮されたものとなっており、より一層の安全と安心を確保するために平成24年4月1日から施行された値です。基準値に適合していれば、安全性は充分確保されていることを保護者の方に説明してあげてください。半減期の「半減」は半分に減少するまでの期間をいいます。放射性物質そのものが放射線を放出してその能力が半分に減少するまでの期間を指す「物理学的半減期」と、体内に取り込まれた放射性物質が尿などの排泄物によって体外に排泄されて半分に減少するまでの期間をいいます。例えば、セシウム137の物理学的半減期は約30年ですが、30年かかってやっと物理学的に1/2になり、その半分(1/4)になるにはさらに30年かかるという意味です。消費者庁のホームページに掲載されている「食品と放射能Q&A」が、わかりやすく説明しやすい資料になると思いますので参考にしてください。

質問

食の安全推進のためのタウンミーティング「食品中の放射性物質対策に関する説明会」【平成24年9月14日】

分類	内容	回答
1	原発事故は収束に向かっていると報道されていますが、それにあわせて流通食品等の放射性物質検査検体数はどの様に変わっていくのでしょうか(まもる君)	県内産農畜水産物の検査については、国の原子力災害対策本部が示した指針に基づいて実施していきますが、今後指針が見直された場合は、検査の縮小や廃止について検討していきます。 また、流通食品については、東日本産食品の検査結果や消費者の要望等を考慮しながら判断していく考えです。
2	スーパーで売っている検査対象Aグループの商品は買っても大丈夫か。検査はどの過程でどのように行っているのか。またその頻度について知りたい。一品目一回だけなのか。又はある程度の期間をおいて定期的に行われているのか(大場)	食品中の放射性物質の検査については、厚生労働省が定めたガイドラインに基づいて、地方自治体(都道府県と保健所設置市と特別区)で計画的に検査を行っています。 ガイドラインには、地方自治体が検査を行うに当たり基本的な考え方(対象となる品目、検査頻度など)が示されています。 厚生労働省が定めたガイドライン(地方自治体の検査計画について)【抜粋】 5 検査の頻度 品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的(原則として曜日などを指定して週1回程度)に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施する。乳については原則として概ね週1回程度、牛肉については農家ごとに3か月に1回程度とする。水産物の検査は、原則として週1回程度とし、漁期のある品目については、漁期開始前に検査を実施し、漁期開始後は週1回程度の検査を継続する。また、岩手県及び千葉県産の海産水産物の検査及び内水面魚種の検査については、過去の検査結果を考慮して検査の頻度を設定する。ただし、基準値を超える又は基準値に近い放射性物質が検出された場合は検査頻度を強化する。また、検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。
3	放射性物質以外や自然の放射線からの人体への危害を考慮すると、暫定規制値から新基準への移行の必要性に疑問がある(A.I)	福島第一原子力発電所の事故後、厚生労働省が設定した暫定規制値を下回っている食品については、健康への影響はないと評価され、安全性は確保されていますが、厚生労働省は、より一層、食品の安全と安心を確保するため、平成24年4月、食品中の放射性物質の基準値が新たに設定されました。 新たな基準値では、放射性物質を含む食品から被ばく線量の上限を、暫定規制値の年間5ミリシーベルトから1ミリシーベルトに引き下げました。これをもとに、食品中の放射性セシウムの基準値が設定されています。
4	東北の人達は、食品に対してどのようなことに注意しているのかを知りたい	放射性物質濃度が食品衛生法に基づく基準値を超える食品は、出荷制限などにより流通させないことになっています。このため、市場で販売されている食品に関して、特別に注意する必要はありません。なお、独立行政法人放射線医学総合研究所によれば、「野菜を洗う、煮る(煮汁は捨てる)、皮や外葉をむく、などによって、放射性物質による汚染の低減が期待できる」とのことです。放射性物質が特に気になる方は、参考にしてください。

質問